

第10章

景観形成の推進方策

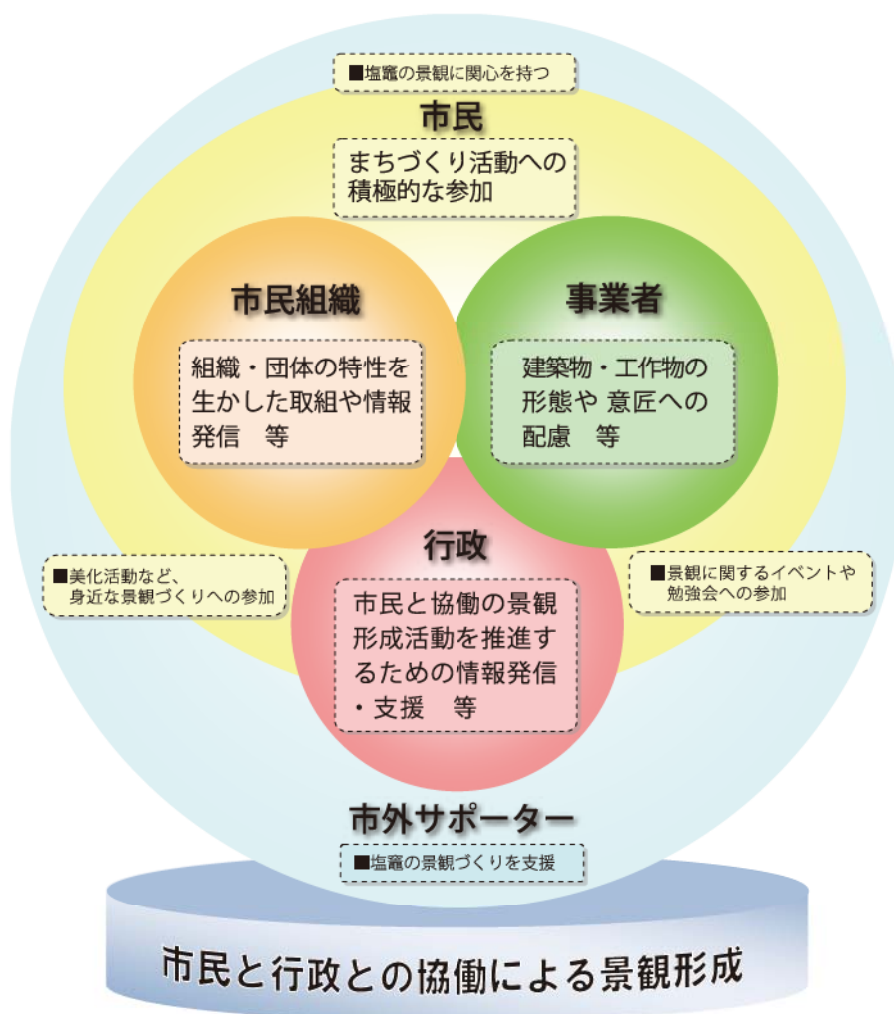
- 1 市民と行政との協働による景観形成
- 2 景観形成の推進方策
 - (1) 市民・事業者・行政の役割
 - (2) 協働の環境づくり
 - (3) 景観に関する意識の向上・人材育成
 - (4) 市民による景観の維持・形成活動への支援
 - (5) 公共事業における質の高い景観整備
- 3 推進体制の整備



第10章 景観形成の推進方策

1 市民と行政との協働による景観形成

本景観計画では、市民と行政がそれぞれの持つ力を発揮して、市外サポーターの支援も得ながら、協働により景観形成を推進していきます。そして将来にわたって景観形成を推進して、良好な景観づくりが塩竈の市民文化となることを目指します。



2 景観形成の推進方策

(1) 市民・事業者・行政の役割

景観形成を推進していくためには、市民・事業者の皆様力が不可欠です。そのため「自助」「共助」「公助」の概念から、それぞれの立場で期待される役割を明確にし、将来のビジョンを共有しながら、共に力を尽くして取り組んでまいります。



旧魚市場
昭和4年



現在
マリナゲート塩釜

①共通して期待される役割

- ・塩竈の景観や歴史、文化などに関心を持ちます。
- ・景観に関するイベントや勉強会へ参加します。
- ・美化活動やボランティアなど、身近な景観づくり活動へ参加します。
- ・それぞれが地域社会の一員である自覚を持ち、景観まちづくりへの共通認識を持ちます。等



まちあるき

②市民の方に期待される役割

- ・市全体や町内会、各地域のまちづくり活動やイベントへの積極的に参加します。
- ・自宅の敷地内やその周辺の美化に努めます。
- ・建築等において周囲のまち並み景観に調和するよう努めます。等

③市民組織(町内会や各市民団体)の方に期待される役割

- ・地域ごとの特性を生かした景観づくり活動を展開します。
- ・地域レベルでの景観形成に向けたルールをつくります。
- ・各種活動、取組状況、イベントなどの情報を発信します。
- ・組織同士の情報共有、連携、ネットワークをつくります。等

④事業者の方に期待される役割

- ・事業所、工場、看板等の施設整備については、周辺の景観に配慮した形態、意匠とするよう努めます。また、敷地内や周囲の美化に努めます。
- ・企業も市民の一人である認識を持ち、事業所内での景観に関する意識を高めます。
- ・地域住民や市民団体との連携を深めて、地域に密着した関係を築きます。
- ・良好な景観形成が企業価値を高めるという視点で、企業ならではのノウハウ等を生かした景観形成活動の展開に努めます。等

⑤行政の役割

- ・景観計画に基づくまちづくりを推進していくよう、市民の方が十分に力を発揮できる環境づくりを進めます。
- ・公共事業における質の高い景観形成を行うよう、関係機関と協力して取り組みます。

市民の声

生活環境の改善に取り組んできましたが、
今後は自然環境を含めて大切にしていきたいと思います！



かきたん



「担ぐ」

(花祭 4月第4日曜日)



(2) 協働の環境づくり

景観形成について市民力を生かして、市民と行政が協働して取り組むために、それぞれの特性を踏まえた環境づくりを進めます。

① 景観形成の仕組みづくり

景観形成の仕組みづくりとして、行政や地域の組織、NPO、各種団体、事業者等から成るプラットフォームを構築して、市全体や地域の景観について意見交換や情報共有など地域を知る取り組みにより、景観形成活動の活発化に努めます。

また、市民主体の取り組みを推進するため、市民による景観マネジメントを推進する組織づくりや、身近な美化活動を行う景観サポーター・ボランティアを支援します。

特に本計画で位置付けた「景観形成地区」については、塩竈らしい景観を有している地区であり、将来にわたり地域個性を創出して、地域づくりを推進するため、景観形成のアクションプランなどの検討や活動等を促進します。

② 活動の場づくり

市民活動を充実させるためには、活動しやすい拠点が重要です。そのための場づくりとして、景観づくりや地域のまちづくりに興味のある市民が気軽に集え、利用しやすい環境の構築に務めます。

特に景観形成活動については、良好な景観資源である既存の建造物等を活動の場として活用することにより、より魅力ある活動の展開を促進します。



景観審議会



まちづくり懇談会



景観シンポジウム



藤倉地区
震災直後



被災市街地
復興土地区画
整理事業中



(3) 景観に関する意識の向上・人材育成

本市は、良好な自然景観や歴史・文化資源を古より受け継いでおり、市民の誇りとなっていますが、これらを未来につなぐためには子ども達を含めたより多くの市民が、地域と景観資源の価値を知り、理解することが大切です。そのため、景観に関する理解に向けた取組を広く推進します。

また、行政や事業者の施設整備は地域の景観に与える影響が大きいため、当該整備の景観への配慮を意識付けるために、勉強会の開催等により景観に関する意識の向上を図り、身近な美化清掃への啓発をはじめ、ともに景観を育み、創っていきます。

そして、これらの取り組みを通して、将来にわたる景観形成の担い手の育成を推進していきます。

①景観教育・景観学習の実施

学校教育や生涯学習の場において、景観に関する学ぶ機会を提供し、景観に関する意識を子どもから高齢者まで幅広く高めていきます。

特に、次世代を担う子どもたちには、本市の景観をしっかりと引き継げるよう伝えていきます。

また、伝統的な行事や社寺等での体験学習を支援し、参加者が歴史や文化に触れて、本市特有の景観を形成している風土について学ぶ機会を創出します。

②啓発活動・情報発信の推進

行政や事業者等の広報紙やホームページへの景観関連情報の掲載、景観に関する講演会やシンポジウム、景観写真コンクール等のイベントの開催など、様々な機会を通じて、市民の景観への関心を高めて、景観づくりの普及・啓発を推進します。

また、本景観計画を推進して眺望景観の保全や門前町の街並みの形成等に取り組み、本市の景観を「塩竈ブランド」として魅力あるものとし、国内外に広く情報発信することに努めます。

(4) 市民による景観の維持・形成活動への支援

良好な景観を安定的、持続的に保全するため、行政支援も必要であり、塩竈街道沿道における良好な景観形成に対する支援の活用を検討します。

(5) 公共事業における質の高い景観整備

公共事業においては、当該施設の形態・意匠、色彩等が地域の景観に大きく影響します。

そのため公共事業の施設整備にあたり、景観審議会の意見を尊重しながら検討するとともに、良好な景観整備を推進するために関係各課による連携を強化します。

市民の声

建物だけでなく、その間に樹木等増えていけば、目に入る印象が良くなるのではないのでしょうか！



なのっちー



「歓喜の登段」
(朱雀連)



3 推進体制の整備

市民と行政との協働による推進に向けて、景観法による制度等を活用して、体制の整備を進めます。

(1) 塩竈市海と社の景観審議会(市規則第10号)

景観計画を推進するため、学識経験者、関係団体代表者、市民等で構成し、景観計画の進行管理や景観計画策定後の重要事項の検討を行う景観審議会を継続します。

また、景観審議会では良好な景観形成に向けて、影響の大きい大規模な建築物の建築又は工作物の設置等に対する助言や指導等を行います。

(2) 住民等の提案制度(法第11条関係)

景観行政団体に対し、住民やNPO法人等が景観計画の素案を提案できる制度を活用し、当該提案があった場合は、景観審議会での議論を踏まえて対応します。

＜提案対象者＞

- ・住民等（所有権や借地権を有する者）
- ・NPO 法人等

＜提案の条件＞

- ・景観計画の素案を添えること
- ・対象地域の3分の2の同意（人数、土地面積）
- ・0.5ha 以上の規模

(3) 景観協議会(法第15条関係)

良好な景観の保全・形成活動を行うため、必要に応じて景観審議会での審議を経て、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者により組織する協議会を設置します。

(4) 景観整備機構(法第92条関係)

NPO法人等による景観形成活動を位置付けるため、一定の要件を満たす該当団体から申請された場合は景観審議会での審議を経て、景観整備機構の指定を行います。なお、景観整備機構では、

良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、アドバイザーの派遣、情報の提供、相談その他の援助や、景観重要建造物、景観重要樹木の管理等の業務を行うことができます。

■景観計画の推進体制

